

事業主の皆さまへ

個人住民税は所得税と同様に 事業主による徴収と納入が必要です！

長崎県内全市町と長崎県は、**平成27年度**までに個人住民税の特別徴収を完全実施します。

長崎県内全市町と長崎県は、事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収を実施していただくための取り組みを行っており、平成27年度までに完全実施をすることとしています。

個人住民税の特別徴収は法令で定められていますので、実施していない事業所につきましては、特別徴収へ切り替えさせていただきます。

個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）して、各市町に納入いただく制度です。
- 所得税の源泉徴収義務がある事業主は、地方税法第321条の4及び各市町条例の規定により、特別徴収義務者として個人住民税を従業員から特別徴収していただくことになっています。

従業員のメリット

- ➡ 金融機関へ納付に行く手間が省けます。
- ➡ 納め忘れがなくなります。
- ➡ 一月に納付する金額が少なくなります。
（普通徴収は原則年4回
→特別徴収は年12回）
例：年税額が12万円の場合、
1回あたり特別徴収であれば
月1万円の納付になります。
（普通徴収であれば3万円。）

税額の通知

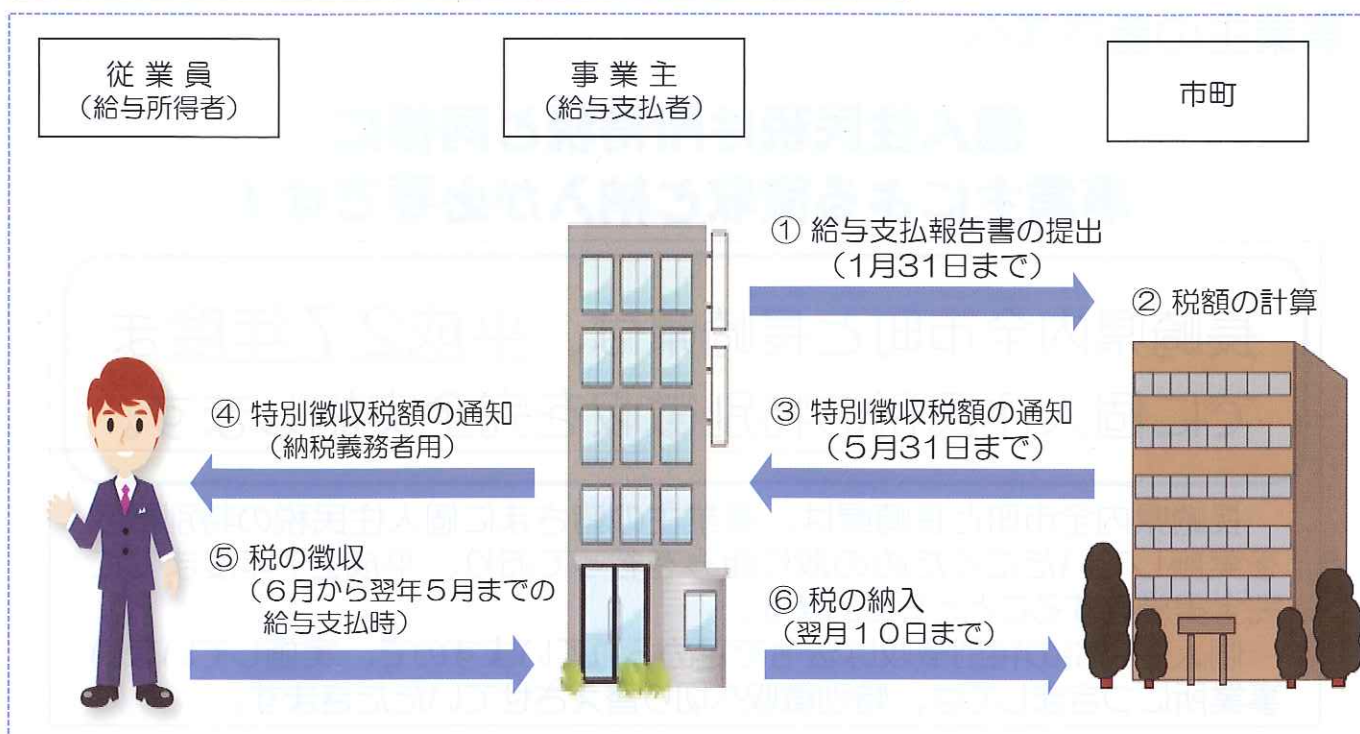
- ➡ 所得税のように、税額を計算したり年末調整をする必要はありません。
税額計算は各市町が行い、各市町から事業主を通じて、従業員の方へ通知します。

納期の特例

- 従業員が常時10名未満の場合は、年12回の納期を、年2回にする「納期の特例」制度があります。
詳しくは各市町窓口へ問い合わせください。

※このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。

個人住民税の特別徴収の事務の流れ・手続き



個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1

これまで特別徴収をしていなかったのですが、特別徴収に替えたくないのですが。

A1

所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（給与所得者）の個人住民税を特別徴収しなければならないことが法令で定められています。事業主や従業員の方の意向により、特別徴収する・しないを選択できるものではありません。

Q2

特別徴収に切り替えるためにはどうしたらよいのですか。

A2

事業主が毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の特別徴収の欄に従業員数をご記入のうえ、各市町に提出してください。

（5月中に各市町から特別徴収税額の通知があります。）

年度途中に雇用した従業員等の特別徴収については、各市町の住民税担当課にお問い合わせください。

お問い合わせは、各市町の個人住民税担当課、県の税務課まで